

米原市人権施策推進計画

進行管理調査票

〈令和4年度〉

令和4年11月

第1章 人権尊重の基本理念

第2章 人権意識の高揚を図るための施策について

①就学前教育			
・米原市保育の指針に基づく人権保育の推進			
【事業内容】 「米原市保育の指針」を基に、乳幼児の健やかな成長、発達を保障できるよう保育内容の充実を図る。	【R3実施状況】 各園、人権尊重に根差した目標を掲げ、一人一人の子どもの人権を大切にする保育を推進した。また、「米原市保育の指針」をもとに、発達に応じた保育を行い、乳幼児期の豊かな体験を通して、学びに向かう力を育むとともに、保育者の資質向上に努めた。各園で必要な書籍やDVD等を購入し、園ごとに研修を行い、内容を報告した。調理師は「おやつ」、「気になる子の偏食」から選択し調理、報告した。	【R4実施目標】 各園で必要な書籍やDVD等を購入し、園ごとに研修を行い、内容を報告する。調理師も各園の課題に応じて書籍を購入する。	事業実施上の問題点、今後の課題等 0歳児から5歳児までの育ちを見通し、子どもの主体性を大切にしながら、乳幼児期にふさわしい体験を重ねることができるようにしている。人権保育の推進はどの園も長年継続して実施しているが、事業が形式化している面もある。職員の人権感覚・人権意識の向上が望まれる。
②学校教育			
・学校における人権教育の推進			
【事業内容】 学校教育目標をもとにした人権教育年間計画を作成する。発達段階に応じた人権教育を推進する。	【R3実施状況】 ・米原市の教育方針である「子どもたちが自分でつかむ自分の未来」の構想に基づき、児童生徒の自己有用感や自己肯定感を高めるための人権教育を実施した。	【R4実施目標】 ・米原市の教育方針である「子どもたちが自分でつかむ自分の未来」の構想に基づき、児童生徒の自己有用感や自己肯定感を高めるための人権教育を推進する。	事業実施上の問題点、今後の課題等 子どもたち一人ひとりが、確かな学力を身につけ、豊かな心とたくましい体を育む教育、特に様々な体験活動を通して課題解決のできる力を育む教育の一層の充実に努めるとともに、信頼される学校づくりを推進する。
・教職員研修の実施			
【事業内容】 人権教育にかかる学校訪問による教職員研修の実施	【R3実施状況】 ・公立校園（全20校園）の人権教育・保育推進担当者を対象に人権研修を実施した。16校園が参加し、部落差別をテーマに研修を行い、資質向上を図った。 ・米原市人権教育研究会は河南中学校を会場として実施し、214名が参加。	【R4実施目標】 ・学校・園へ訪問する機会を捉え、人権教育および人権保育の向上に資する指導と助言を積極的に行う。 ・公立校園の人権担当者を対象とした研修を実施し、人権教育に関する資質の向上を図る。 ・米原市人権教育研究大会を開催し、各校からの実践レポートを通して研究協議を行う。	事業実施上の問題点、今後の課題等 人権教育・保育にかかる訪問は、平成25年度から実施しており、一定の成果が得られていると考える。しかし、訪問を受ける学校によっては、行事や出張などと重なり、全職員が参加できないこともある。
③社会教育			
・出前講座・まなびサポーター事業			
【事業内容】 出前講座とまなびサポーターのメニューにおいて人権に関わる講座を開設する。	【R3実施状況】 令和3年度：5件（実績） 内訳 ○人権ワークショップ&講話5件 事業所等での職員研修の場での利用により、市民人権意識の向上に寄与することができた。	【R4実施目標】 令和4年度：7件(目標) 各自治会やサロン、事業所等に講師を派遣し、人権意識・人権感覚を高める学習機会を提供する。 学校等においても出前講座活用の提案を積極的に行う。	事業実施上の問題点、今後の課題等 他の種類の講座と比較して利用者が少なく、講座の活用について広報等で推奨を図る必要がある。（人権ワークショップ&講話、人権尊重のまちづくり、男女共同参画社会づくり、多文化共生のまちづくりの4講座を開設している。）

（1）人権教育の推進

(1) 人権教育の推進	④家庭教育 ・教育講演会			
	【事業内容】 青少年問題に関わる関係者、保護者を対象に、青少年の健全育成・家庭教育の充実に関する講演会を開催する。	【R3実施状況】 教育講演会（米原市青少年育成市民会議、米原市PTA連絡協議会） →コロナ感染対策として、オンラインで開催	【R4実施目標】 教育講演会（米原市青少年育成市民会議、米原市PTA連絡協議会）を開催し、家庭の教育力の向上を図る。 令和4年度 10月に開催	事業実施上の問題点、今後の課題等 家庭や地域の人々が人権尊重の理念について理解を深め、子どもに対する人権教育の効果を高めるため、家庭教育に関する学習機会を充実する必要がある。
(2) 人権啓発の推進	①市民啓発 ・きらめき人権講座の開催			
	【事業内容】 年4回、人権教育推進員、行政職員、学校教職員などに積極的な参加を呼びかけ、市民を対象に「きらめき人権講座」を開催する。	【R3実施状況】 人権知識や人権感覚を磨き、それぞれの立場で活躍いただける人権リーダーの育成を目的として、きらめき人権講座を年3回開催した。（コロナ禍のため第2回を中止した。） 合計 130人（実績） 「外国人の人権」、「障がい者の人権」、「同和問題の解消に向けて」等をテーマに研修会を開催。市民の人権問題について知識を習得につなげることができた。	【R4実施目標】 令和4年度：きらめき人権講座 4回開催各回60人（目標） チラシ、案内郵送、伊吹山テレビ文字放送等を活用し、講座の開催を広く市民にPRする。	事業実施上の問題点、今後の課題等 あらゆる人権問題に関する学習を深めるとともに、人権問題に対する意識の向上等を目指して、年4回シリーズできらめき人権講座を開催している。参加しやすいように平日の夜という時間設定にしており、今後さらに多くの人が参加しやすい環境を整えていく必要がある。
	・地域人権リーダー研修会の実施			
【事業内容】 各自治会で人権教育推進員を選出して、推進員を対象に地域人権リーダー研修会を実施する。	【R3実施状況】 ハートフル・フォーラムを円滑に実施するため、その推進役となっただけリーダーを対象に、地域人権リーダー研修会を開催した。 令和3年度：144人（実績） ・自治会関係者向け（7月9日）：76人 ・啓発協力者等向け（7月30日）：68人 ハートフル・フォーラムに関わる知識を身につけていただき、各自治会でのハートフル・フォーラムの企画、運営に役立てていただくことができた。	【R4実施目標】 地域人権リーダー研修会の参加人数 令和4年度：180人（目標） ハートフル・フォーラムの実践事例の紹介を行い、令和4年度のハートフル・フォーラムの参考にしていただく。 ・自治会関係者向け（7月15日） ・啓発協力者等向け（7月29日）	事業実施上の問題点、今後の課題等 各自治会で取り組むハートフル・フォーラムの企画や運営を円滑に行い、地域のリーダーとして活躍する推進員を対象とした研修会を開催する。マンネリ化しないように各自治会から実践事例を発表いただいている。	

(2) 人権啓発の推進	・ハートフル・フォーラムの自治会での実施			
	【事業内容】 各自治会でハートフル・フォーラムを実施し、啓発協力者と自治会担当者を派遣する。	【R3実施状況】 地域での人権課題の早期解消を図るため、各自治会と共催でハートフル・フォーラムを開催した。 令和3年度：62自治会（57.6%）2,358人（実績） ※アンケート協力者数 出前講座や講師による談話、ワークショップやDVD等を活用いただき、自治会に合った方法で、人権学習の機会を創り出すことができた。	【R4実施目標】 ハートフル・フォーラム実施自治会数、参加人数 令和4年度：108自治会（100%） DVDによるフォーラムだけでなく、様々な学習方法の提案を行う。 人推協担当者による出前講座を積極的に活用いただけるように、呼びかけを行っている。	事業実施上の問題点、今後の課題等 それぞれの家庭や地域社会における人権上の課題を見つめ直すとともに、人権意識や人権感覚の向上を目指して、ハートフル・フォーラムを開催している。毎年同じ手法で実施しているとマンネリ化してしまう恐れがあり、参加者の拡大や効果的な啓発方法などが今後の課題となっている。

②企業啓発

・企業・事業所訪問の実施

【事業内容】 概ね常時雇用する従業員の数が20人以上の企業・事業所に対して、7月の「なくそう就職差別 企業内公正採用・人権啓発推進月間」にあわせて企業訪問を実施する。	【R3実施状況】 対象訪問企業：69社 訪問済企業数：69社	【R4実施目標】 7月の「なくそう就職差別 企業内公正採用・人権啓発推進月間」にあわせて企業訪問を実施する、対象訪問先全件へ訪問を実施する。 対象訪問先：69社	事業実施上の問題点、今後の課題等 同和問題をはじめとする職場におけるあらゆる差別の解消と、公正な採用選考や差別のない明るい職場づくりが一層推進されるために実施。訪問時に県から配布される調査表をもとに聞き取り調査を行う。また、それ以外にも相談等があれば対応する。
---	---	---	--

④啓発教材の活用

・人権動画・人権カレンダーの作成

【事業内容】 市民に広く人権について考える機会となるよう、人権作品を活用した、啓発教材を作成する。	【R3実施状況】 人権カレンダーを14,000冊作成し、市内全戸に配布した。 人権動画を作成し、12月の人権週間に伊吹山テレビで放送するほか、YouTubeに投稿を行った。	【R4実施目標】 時間や場所に縛られない啓発を行うため、人権作品を活用した人権動画・人権カレンダーを作成し、広く市民に人権について考える機会とするために活用する。	事業実施上の問題点、今後の課題等 あらゆる人権問題への気付きを実感できる、親しみやすい教材づくりを行うことで、人権意識の高揚等を図る。
---	---	---	---

第3章 人権問題における分野ごとの施策について

●相談体制の充実

・生活相談員の配置

(1) 同和問題	【事業内容】 隣保事業を実施していた地域で、未だに人権問題や生活困窮等の課題があることから、地域住民の近くで相談事業を展開する。	【R3実施状況】 人権問題や生活困窮をはじめとする相談を行い、相談者に寄り添い助言や専門機関等へのつなぎを行った。 相談件数：56件	【R4実施目標】 人権問題や生活困窮をはじめとする相談を行い、相談者に寄り添い助言や専門機関等へのつなぎを行う。	事業実施上の問題点、今後の課題等 旧隣保館をもつ、自治会では環境改善が大きく進んだが、住民の生活実態やニーズが変化しつつある中で、未だに人権問題や生活困窮等の課題があるため、地域住民の近くで相談事業を展開し、人権課題の解決、包括的な支援による地域住民の生活の改善および向上を図る必要がある。
----------	--	---	--	---

(1) 同和問題	●同和教育の推進			
	・学校教育における人権・同和教育の推進			
	【事業内容】 学校における人権・同和教育を進めるために、指導資料等の活用と啓発を図る。	【R3実施状況】 ・県教委作成「人権・部落問題学習教材集」等を、市内全小中学校で活用し、人権教育の推進に役立てることができた。	【R4実施目標】 ・人権・同和教育を進めるのに有効な指導資料等を、各校の実情に応じて有効活用する。(15校)	事業実施上の問題点、今後の課題等 児童生徒の興味・関心を引き出すことができるよう、創意工夫を凝らした教育資材等を活用し、人権・同和教育を推進する。
	●啓発活動の推進			
(2) 子どもの人権	・街頭啓発			
	【事業内容】 同和问题啓発強調月間(9月)、人権週間(12月)に合わせ、人権擁護委員、法務局職員、市職員が合同で米原駅、量販店等で街頭啓発を実施する。	【R3実施状況】 月間、週間に合わせて、街頭啓発を人権擁護推進員と連携して開催した。 令和3年度：3か所(実績) ※新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、同和问题啓発強調月間(9月)は街頭啓発を中止した。	【R4実施目標】 月間、週間に合わせて、街頭啓発を行う。	事業実施上の問題点、今後の課題等 期間中は市内の公共施設や民間施設等に啓発ポスターやのぼり旗を掲出するなど、啓発物品の配布と合わせて集中的に啓発を行っている。
	・人権作品募集による市民啓発			
	【事業内容】 豊かな人権感覚を身につけることを目的として、市内小中学生を対象に人権作品の募集を行う。	【R3実施状況】 令和3年度：応募点数142点	【R4実施目標】 令和4年度：応募点数145点(目標) ※全ての小中学校から応募いただくよう呼びかけを行う。	事業実施上の問題点、今後の課題等 小中学生の部に分け、それぞれポスター、標語、作文の3部門で募集を行っている。優秀作品は人権啓発のため効果的な啓発に努めている。
●子どもの人権を守るための啓発				
・CAPプログラムによる人権教育				
	【事業内容】 子どもの権利保護、虐待防止を目的に教職員、児童(5歳児)とその保護者を対象にCAPプログラム教育を実施する。	【R3実施状況】 市内の5歳児とその保護者、教職員を対象にCAPプログラム教育を実施。 令和3年度実績 教職員1回、保護者5回、子ども18回	【R4実施目標】 引続き市内の5歳児とその保護者、教職員を対象にCAPプログラム教育を実施。	事業実施上の問題点、今後の課題等 CAPプログラム(子どもへの暴力防止)は、子どもの人権意識を高め、いじめや誘拐、虐待、性暴力などのあらゆる暴力から自分を守る力を引き出す人権教育プログラムで、毎年対象児童や保護者が異なるため、継続的な取組が必要である。

●就学前保育・教育

・人権保育の推進に向けた取組

<p>【事業内容】 人権保育の推進・充実が図れるよう、園全体で組織的・計画的に取り組みを進めるとともに職員の豊かな人間性と人権感覚を身につける。地域・学校など関係機関との連携を図る。</p>	<p>【R3実施状況】 子どもの内面を理解し、発達に応じた保育内容の実践に努めた。 職員の人権研修を実施し、職員の人権意識の改革、向上に努めた。また、職員間の連携、資質向上を図った。(こども理解、事例研究の実施) 令和3年度(実績・公立園)職員人権研修 48回 滋賀県人権保育研究集会 DVD視聴滋賀県人権教育研究大会 中止 全人保参加人数 中止 各中学校区との教育フォーラムの実施(1校区)</p>	<p>【R4実施目標】 令和4年度(目標・公立園)職員人権研修 60回 滋賀県人権保育研究集会、滋賀県人権教育研究大会等への参加 全人保参加人数 5人 各中学校区との教育フォーラムの実施(5校区)</p>	<p>事業実施上の問題点、今後の課題等 子どもや家庭にかかわる関係機関が連携し、子どもの人権を守り子ども自身の人権感覚を育てよう取り組む。 米原・河南中学校区では県の「自尊感情・学びの礎育成プロジェクト事業」の指定を受け、保幼認小中高の連携のもと、子どもを取り巻き様々な課題解決に向けて取り組んでいる。20数年継続している事業であるが一つ一つの取組の目的を職員が共通理解し、取組む必要がある。</p>
--	---	---	---

●いじめや虐待防止等への取組の推進

・いじめ問題対策連絡協議会の開催

<p>【事業内容】 いじめの防止等に関する施策の推進し、関係機関との協議調整等を行う。</p>	<p>【R3実施状況】 いじめ問題対策連絡協議会を開催し、各機関が情報交換を行うとともに、連携を図ることについて確認が行われた。</p>	<p>【R4実施目標】 継続していじめ問題対策連絡協議会を開催する。 市内のいじめの発生状況等について情報共有を行うとともに各種団体の連携を図る。(6月開催)</p>	<p>事業実施上の問題点、今後の課題等 平成26年度に米原市いじめ問題対策連絡協議会等条例を施行したことをきっかけに、米原市いじめ問題対策連絡協議会が設置された。平成26年11月に第1回会議を開催し、平成27年5月に米原市いじめの防止等のための基本方針を策定した。</p>
--	---	--	---

●子どもの相談体制の充実と周知

・子ども家庭相談室相談事業

<p>【事業内容】 家庭相談員が子育ての悩みや困りごとの相談を受け、問題解決を図るための支援を行う。</p>	<p>【R3実施状況】 子ども家庭相談常時開催 平日8:30~17:15 ※対象年齢:18歳未満 令和3年度実績 児童相談受付件数 331件。 内、児童虐待相談件数177件。 相談員による相談や、その後の対応等進捗管理を確実に進めることで、虐待による死亡事案を起こすことなく、また事案の重症化予防につながった。</p>	<p>【R4実施目標】 引き続き継続して、相談の常時開催を実施する。 平日8:30~17:15 ※対象年齢:18歳未満</p>	<p>事業実施上の問題点、今後の課題等 子ども家庭相談室に寄せられる相談は、家庭環境や親の成育歴、経済的な困窮、子ども自身に発達の課題がある等複数の要因が絡み合っている複雑な相談が増えている。問題解決に向けケース会議を開催し、福祉、保健、教育、他関係機関と情報共有を図り、役割分担しながら支援を行う必要がある。</p>
---	--	--	--

●子どもの貧困対策の推進

・ひとり親家庭等生活・学習支援事業

<p>【事業内容】 ひとり親家庭等の子どもに対し、基本的な生活習慣の習得支援、学習支援や食事の提供等を行い、ひとり親家庭等の子どもの生活の向上を図る。</p>	<p>【R3実施状況】 利用者 8人 学校等と連携し、学習指導や生活習慣の習得支援を行った。</p>	<p>【R4実施目標】 引続き事業を実施し、支援を継続する。</p>	<p>事業実施上の問題点、今後の課題等 子どもの生活力向上を図ることで、子どもの未来の貧困を防ぐことを目的とする。支援が必要な子どもについて、学校や支援機関と情報共有が必要。</p>
--	---	---	--

●男女平等の意識づくり ・男女共同参画センターの活用			
【事業内容】 人権総合センターに併設されている男女共同参画センター事業の充実を図り、啓発を行う。	【R3実施状況】 男女共同参画の推進のために、各種事業を実施し男女共同参画社会の理解を深め、地域社会、家庭、職場における男女のあり方を考えることができた。 男女共同参画講演会：2回開催（6月24日55人参加、11月27日45人参加） カウンセラーによる女性相談（延べ51人）	【R4実施目標】 指定管理者管理業務仕様書に基づき、必要な事業を行う。 ※、男女共同参画講演会（年1回以上）、カウンセラーによる女性相談（年24回以上）	事業実施上の問題点、今後の課題等 男女共同参画推進の拠点として、人権総合センター内に男女共同参画センターが併設されており、平成18年度から指定管理者制度を導入し、管理運営が行われている。各種講演会等の事業を実施し、より一層事業の充実が求められている。また、「こころの悩み相談室」事業を廃止し、センターを核とした女性相談業務の充実を図った。
●男女平等の社会づくり ・審議会・協議会委員の選任			
【事業内容】 基本方針を設け付属機関の委員の選任に当たっては、男女の構成割合は、定数の7割を超えて一方の性で占めないように努力義務を設ける。	【R3実施状況】 各種審議会委員のうち女性が占める割合 R3年度実績 31.1% 委員総数 637人 うち女性委員 198人	【R4実施目標】 各種審議会委員のうち女性が占める割合 R4年度目標 35%	事業実施上の問題点、今後の課題等 各団体の長などを選任すると男性に偏ることが多い現状がある。そのため、今後は推薦段階で依頼する団体を検討したり、なでしこネットの活用を促すなど市役所全体で取組を進めていく必要がある。
・女性自治会役員を選任			
【事業内容】 米原市各自治会の自治会役員（自治会長・自治会長代理）に女性を選任するよう啓発を行う。	【R3実施状況】 各地域自治連絡協議会や自治会要望ヒアリングの場などを活用して、女性役員登用に向けた啓発を行いました。 女性役員（自治会長、自治会長代理、会計）を登用した自治会数 自治会長 1人 自治会長代理 2人 会計 6人 計 9人 （9自治会）	【R4実施目標】 女性役員（自治会長、自治会長代理、会計）を登用する自治会数 令和4年度目標 11自治会	事業実施上の問題点、今後の課題等 自治会役員への女性選任は、少ない状況にあり、自治会内における男女共同参画意識の醸成が必要である。
●女性に対するあらゆる暴力の根絶 ・DV相談窓口の設置			
【事業内容】 子を持つDV被害者から相談を受け、母子の生命の危険を回避できるよう、関係機関と連携を図りながら支援する。	【R3実施状況】 相談対応：随時 相談延べ件数：令和3年度34件	【R4実施目標】 相談対応：随時	事業実施上の問題点、今後の課題等 DV男性の支配下におかれた状態で生活していると、DVを受けているという意識が低くなり、自己肯定感も薄れてしまうことが多い。母子の生命の危険を回避するために、関係機関と連携をとり、迅速な判断、支援が必要。

(3) 女性の 人権	●相談体制の充実と周知			
	・女性のための相談ルーム「つくし」の周知			
	【事業内容】 男女共同参画センターで実施している女性のための相談ルーム「つくし」の周知を行い、女性の相談しやすい環境を整える。	【R3実施状況】 女性のための相談ルーム「つくし」 ・毎月広報まいばらに掲載を行った。 ・毎月伊吹山テレビ文字放送を行った。	【R4実施目標】 女性のための相談ルーム「つくし」 広報まいばらへの掲載：計12回以上 伊吹山テレビ文字放送の放送：計12回以上	事業実施上の問題点、今後の課題等 女性の中には生活の様々な場面で相談ができずに、自分で我慢をし抱えてしまうことがあり、それに対応する必要がある。
(4) 高齢者の 人権	●安心ネットワークの構築			
	・地域支え合い活動の推進			
	【事業内容】 元気な高齢者が支援を必要とする高齢者を支える仕組みづくりを行う。	【R3実施状況】 ・地域支えあいセンターが関わり、新たな取り組みにつながった件数：13件 内訳 移動販売新規マッチング数：3件 フードバンクと企業等とのマッチング数：7件 居場所づくり支援（情報交換会）：3回 ・地域圏域ごとの協議体（情報交換会）の開催と市全域の協議体の開催 各地域圏域：4回開催 市全域：2回開催	【R4実施目標】 ・地域支えあいセンターが関わり、新たな取り組みにつながる件数：新規で10件（移動販売マッチング、他団体同士や企業等とのマッチング、居場所づくり支援（情報交換会） ・地域圏域ごとの各種団体の協議体の開催と市全域の協議体の開催 各地域圏域：12回開催 市全域：2回開催	事業実施上の問題点、今後の課題等 生活支援・介護予防サービスの充実に向けて、ボランティア等の生活支援の担い手育成・発掘等の地域資源の開発やネットワークを構築するため、平成27年7月に地域支え合いセンターを設置し、ボランティアコーディネーターと生活支援コーディネーターを配置した。コミュニティビジネスの創出やマッチングを進めていく。
(5) 障がい者の 人権	●障がいと障がいのある人への理解促進			
	・ボランティア養成事業			
	【事業内容】 地域での支え合いの活動で、元気な高齢者が活躍し、支援の必要な高齢者が身近な地域でサービスを受けられるような居場所づくりの立ち上げ支援、継続支援を行う。	【R3実施状況】 R3年度新規団体立ち上げ数：0団体 R3年度常設型居場所設置事業取組団体数：2団体（大野木・わか）	【R4実施目標】 R4年度新規団体の目標：3団体 R4年度常設型居場所設置事業新規取組団体の目標：1団体	事業実施上の問題点、今後の課題等 自治会ごとに高齢者等の居場所づくりと生活支援の仕組みづくりを進めるため、互助によるコミュニティの構築と地域活性化を図る取組を進める。今後は補助金交付要綱の見直しを行い、事例紹介等を通して地域が取り組みやすい制度とする。
	【事業内容】 手話奉仕員養成講座と音訳ボランティア養成講座を開催する。	【R3実施状況】 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、手話奉仕員養成講座を中止した。短期間の手話チャレンジ講座および音訳ボランティア養成講座を開催した。 ・手話チャレンジ講座(介護編 受講者数) 10人 ・手話チャレンジ講座(はじめての手話編 受講者数) 10人 ・音訳ボランティア講座入門編18人	【R4実施目標】 ・手話奉仕員養成講座(入門編 受講者数) 20人 ・手話チャレンジ講座(介護編 受講者数) 20人 ・公開講座を聴講する市職員数 10人 ・音訳ボランティア講座8ステップアップ編)10人	事業実施上の問題点、今後の課題等 平成17年度から、手話奉仕員養成講座と音訳ボランティア養成講座を開催している。受講生の確保、受講後の地域活動の継続、さらに手話奉仕員養成講座の講師不足が課題である。

(4) 障がい者の人権	●社会参加の支援と雇用・就業の促進 ・市職員における障がい者雇用対策			
	【事業内容】 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、障がい者の雇用を実施する。	【R3実施状況】 令和3年度 法定雇用率2.6% 米原市実雇用率2.25% (R3.6.1現在) 法定雇用率向上のための取組 ・正規職員 行政職採用試験(1人採用) ・会計年度任用職員 現在任用しているパートタイム職員の勤務時間延長を基本としながら、新たな採用についても検討する。	【R4実施目標】 令和4年度 法定雇用率2.6% 米原市実雇用率2.7% (R4.6.1現在) 法定雇用率向上のための取組 ・正規職員 障がいの有無にかかわらず受験の機会を提供する。 ・会計年度任用職員 現在任用しているパートタイム職員の勤務時間延長を基本としながら、新たな採用についても検討する。	事業実施上の問題点、今後の課題等 今後も障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、職員構成等も勘案し、法定雇用率以上の雇用を目指す。
	●安心して暮らせるまちづくり ・意思疎通支援事業			
【事業内容】 視覚や聴覚に障がいがある人のために、音の広報発行事業、意思疎通支援事業を行う。	【R3実施状況】 視覚に障がいがある人のために音の広報を発行するとともに、聴覚に障がいのある人の意思疎通支援のため、手話通訳者・要約筆記者を派遣しました。 手話言語条例に基づき、各種事業を行った。 令和3年度実績 手話通訳者派遣：449回、要約筆記者派遣：3回 音の広報発行19回(市広報：14回、議会だより：5回) 手話施策推進会議の開催(計6回)	【R4実施目標】 令和4年度目標 手話通訳者派遣：450回、要約筆記者派遣：10回 音の広報発行18回(市広報：14回、議会だより：4回) 手話施策推進会議の開催(計6回)	事業実施上の問題点、今後の課題等 視覚に障がいがある人のために音の広報を発行するとともに、聴覚に障がいのある人の意思疎通支援のため、手話通訳者・要約筆記者を派遣している。音訳ボランティア、手話通訳者・要約筆記者を増やすことが課題である。平成30年4月施行の「手と手をつなぐ 米原市手話言語条例」に基づき、手話やるう者に対する理解を広め、手話を言語として使用し安心して生活できるよう各種事業を行う。手話施策推進会議において、施策の検証・検討を行う。	
●相談体制の充実と周知 ・相談体制の充実				
【事業内容】 身体障害者相談員・知的障害者相談員が、身体障がいや知的障がい者からの日常的な相談に応じたり、必要な助言・指導を行う。 相談支援事業所において、障がいのある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供や障害福祉サービスの利用支援を行う。	【R3実施状況】 身体障害者相談員、知的障害者相談員、また相談支援事業所の相談支援専門員による相談事業を行った。 身体障害者相談員4人 知的障害者相談員2人 市内相談支援事業所3カ所	【R4実施目標】 身体障害者相談員4人 知的障害者相談員2人 市内相談支援事業所3カ所	事業実施上の問題点、今後の課題等 障害者相談員および相談支援専門員の確保が難しくなっている。 相談の質の向上および湖北圏域に設置された基幹相談支援センター等関係機関との連携の強化が求められる。	
●外国籍市民への生活支援 ・外国語版広報の発行				
【事業内容】 広報まいばらの記事を翻訳し、外国語版として発行する。	【R3実施状況】 毎月1回広報外国語版(ポルトガル語・中国語)の発行とホームページへの掲載を行い、外国籍従業員のいる事業所等に配布し、市の情報を提供することができた。	【R4実施目標】 令和4年度もNPO法人米原市多文化共生協会に事業委託を行う。 毎月1回広報を発行(目標)	事業実施上の問題点、今後の課題等 外国語版広報はポルトガル語と中国語の2言語のみの対応であり、少数言語等への対応が課題である。	
(6) 外国人の人権				

(6) 外国人の人権	<p>・日本語教室の開催</p>			
	<p>【事業内容】 市と米原市多文化共生協会が連携し、市内のボランティアを募集し、外国籍市民に日本語を学習する場を提供する。</p>	<p>【R3実施状況】 外国籍市民等を対象に、日本語の学習講座（週1回2時間程度）を実施。 24回延べ147人の参加 日本語教室ボランティア登録人数：16人</p>	<p>【R4実施目標】 令和4年度もNPO法人米原市多文化共生協会に事業委託を行う。 また、外国籍の小学生に対して、日本語教室を集住する学区において実施する。 ※コロナウイルス感染症防止の観点から実施については十分な対策を講じて開催する。</p>	<p>事業実施上の問題点、今後の課題等 言葉の壁をなくすことで日本での日々の生活を円滑に行えるため、早期に生活するための日本語を習得することは重要であり、継続していく必要がある。</p>
<p>●多文化共生意識の醸成</p>				
<p>・多文化共生イベント等の実施</p>				
(7) 生活困難者の人権	<p>【事業内容】 市と米原市多文化共生協会が連携し、外国籍市民との食文化交流やイベントを開催する。</p>	<p>【R3実施状況】 次の事業を開催し、外国籍市民と日本人がふれあう機会を提供することができた。 事業数5 7月4日ルッチフェス参加人数755人 11月10日～19日：カリダ先生の英会話教室（全6回開催参加者6人） 7月10日～10月2日：英会話にチャレンジ児童教室（全20回参加者19人） 12月11日：パンづくり教室（参加者23人） 3月15日～：防災教室（インスタグラム等）</p>	<p>【R4実施目標】 イベントや交流事業を通して、外国籍市民と日本人（市民）がふれあう機会を提供する。（年5回）</p>	<p>事業実施上の問題点、今後の課題等 平成23年度に多文化共生協会が設立されて以降、活動が行われており、ボランティアなど市民団体の育成が今後の課題であるとともに、市内の学校や企業などと連携も必要である。</p>
	<p>●生活保護受給者の自立支援</p>			
<p>・生活保護事業</p>				
<p>【事業内容】 生活に困窮する人に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに自立生活に向けた援助を実施する。</p>	<p>【R3実施状況】 生活保護世帯数 令和3年度：130世帯 稼働能力のある生活保護受給者14人に対して就労支援を行い、1人を就労につなげることができた。</p>	<p>【R4実施目標】 生活に困窮する人に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保証するとともに、自立生活に向けた支援を実施していく。</p>	<p>事業実施上の問題点、今後の課題等 高齢者世帯や不安定雇用労働者の増加により、生活保護受給者の増加が見込まれる。</p>	
<p>●生活困窮者の自立支援</p>				
<p>・自立相談支援事業（就労支援）</p>				
<p>【事業内容】 複合的な課題を抱える生活困窮者に対して適切な支援を実施するため、緊急に支援が必要な場合など、生活困窮者の状況に応じて臨機応変に支援を行う。</p>	<p>【R3実施状況】 生活困窮者の社会参加または就労の場を広げ経済的に自立できるよう支援できた。 令和3年度実績 困窮者対応新規相談件数153人（市：83件、社協：70件） 就労準備支援事業利用者数8人 協力事業所の場の開拓 36事業所</p>	<p>【R4実施目標】 生活困窮者の社会参加または就労の場を広げ経済的に自立できるよう支援していく。</p>	<p>事業実施上の問題点、今後の課題等 就労意欲の低下や社会との関わりに不安を抱える等、複合的な課題を抱え直ちに就職することが困難である人への早期発見早期支援が必要である。</p>	

(8) その他様々な人権	●個人のプライバシーの保護			
	・住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度			
	【事業内容】 住民票の写しや戸籍謄抄本などの証明書を代理人や第三者に交付した時、事前登録がある人に証明書を交付した事実をお知らせする。	【R3実施状況】 ・市公式ウェブサイトに掲載 ・市広報誌への掲載 ・各窓口へ啓発用チラシを配布、ポスター掲示 ・ハートフルフォーラムでの周知 ・市職員への周知 令和3年度末：316人、登録率0.82%（実績）	【R4実施目標】 本人通知事前登録者数の増加を図る。 令和4年度末：334人、登録率0.87%（目標）	事業実施上の問題点、今後の課題等 平成26年2月から実施しており、平成27年2月から登録期間を無期限とした。市の広報誌への掲載のほか、ハートフル・フォーラム（地区別懇談会）や地域人権リーダー研修会などの市民が参加する人権研修会において制度の周知や事前登録者の増加のために、今後も引き続き啓発していく必要がある。
	●求職者の人権			
	・企業への公正採用の啓発			
	【事業内容】 企業訪問実施時に啓発を行う。	【R3実施状況】 採用時に求めている提出書類の内容について啓発した。 提出書類で問題のあるものを利用している報告は受けていない。	【R4実施目標】 企業訪問の際に、企業が採用時に求める提出書類を確認し、啓発を行う。	事業実施上の問題点、今後の課題等 同和問題をはじめとする職場におけるあらゆる差別の解消と、公正な採用選考や差別のない明るい職場づくりへの啓発をするために実施する。
第4章 その他人権施策を推進するために必要なこと				
(1) 推進体制の充実	①市の推進体制			
	・米原市人権尊重のまちづくり審議会の取組			
	【事業内容】 人権尊重のまちづくりに関する重要事項を審議する機関として、米原市人権尊重のまちづくり審議会を開催する。	【R3実施状況】 令和3年度：2回開催（8月、10月）※3月はコロナ感染拡大により書面発送のみ。米原市人権施策推進計画（進行管理調査票）の進行管理等の審議を行った。	【R4実施目標】 令和4年度：年間3回開催予定。 米原市人権施策推進計画（進行管理調査票）の進行管理、人権意識調査の実施について審議	事業実施上の問題点、今後の課題等 審議会での議論を通じて提言などを行うことにより、より実効的な人権施策の実現を目指すことが求められる。
(2) 人権擁護の推進	①相談窓口の充実			
	・心配ごと総合相談事業			
	【事業内容】 毎月原則第2、第4火曜日に、相談員が心配ごと総合相談を実施する。	【R3実施状況】 毎月2回（原則第2、第4火曜日）、6会場で開催。 相談件数 7件 相談内容によって、相談員で解決または市役所や他機関へ繋ぎの役割を果たした。	【R4実施目標】 毎月2回、4会場で相談事業を実施。市民の身近な相談窓口となり、相談内容によって必要な場合は他機関へ繋いでいく。	事業実施上の問題点、今後の課題等 相談者が減少傾向にあるため、周知方法や相談時間や場所について検討していく必要がある。
(3) 推進計画の策定および基本計画の見直し	・人権意識調査の実施			
	【事業内容】 市民の人権問題に関する意識を問うことにより、今後の施策の方向性などを見いだす。	【R3実施状況】 人権意識調査は5年に一度となるため、令和4年度実施に向けて市民意識調査の内容について検討した。	【R4実施目標】 人権意識調査は5年に一度となるため、本年度は市民意識調査を活用した調査を行う。	事業実施上の問題点、今後の課題等 概ね5年ごとに調査を実施する。調査項目等の内容については、人権尊重のまちづくり審議会でも議論を深め、より効果的な啓発等に生かす。全ての人権問題において、より詳細な実態把握を行うことが課題となっている。